

豚熱(CSF)・アフリカ豚熱(ASF)への対応について

1 発生状況

(1) 豚熱

ア 国内飼養豚

- ・平成30年に岐阜県の養豚場で発生して以降、令和6年まで毎年発生（道内未発生）。
- ・令和元年10月に感染イノシシ確認地域等において飼養豚への予防的ワクチン接種が開始。
- ・令和5年8月に九州で初めて佐賀県で発生し、九州全県がワクチン接種地域となり、北海道以外の全都府県が飼養豚へのワクチン接種を実施。
- ・これまで20都県90事例が発生し、約36.9万頭が殺処分対象となったが、ワクチン接種農場でも散発。

イ 野生イノシシ

- ・平成30年9月に岐阜県で初確認されて以降、東北地方、中国四国地方にも拡大し、令和6年4月末現在、35都府県で感染イノシシを確認。

(2) アフリカ豚熱

ア 海外

- ・平成19年にロシアで初めて発生して以降、野生イノシシを介して欧州で拡大し、平成30年8月にはアジアで初めて中国で発生。
- ・東南アジア諸国、北朝鮮、韓国など近隣諸国にも拡大し、令和5年2月にシンガポールで初めて発生し、令和6年4月現在、東アジア地域では日本、台湾のみ未発生の状況。
- ・令和5年12月に、日本に近い韓国の釜山市で野生イノシシでの感染が確認され、さらに日本との定期航路のある釜山港の近隣地域で継続して確認。

イ 国内

- ・未発生だが、空港における持ち込み肉製品からウイルスを確認。
- ・中国、ベトナム、ラオス及びフィリピンからの旅客が違法に持ち込んだ豚肉等から、158例のウイルス遺伝子陽性事例（令和6年3月末時点）。
- ・国は、令和2年7月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、家畜防疫官の権限や違反者に対する罰則を強化するとともに、新千歳空港に検疫探知犬を増

頭するなど検疫体制を強化。

- ・令和6年2月に複数回の違法持ち込みを行ったミャンマー人の逮捕事例があり、携帯品で7県11名が逮捕されている。

2 道の取組強化の状況

(1) 発生の未然防止に向けた取組

ア 国内への侵入防止

- ・違法な肉製品の持込を防止するため、国際線ターミナルにおいて、動物検疫所と連携した啓発活動を実施するとともに、郵便物による持込を防止するため、外国人技能実習生や留学生の受入団体を対象とした啓発を実施。

イ 道内への侵入防止

- ・北海道海外悪性伝染病防疫対策連絡協議会等による道内空港やJR新函館北斗駅での靴底消毒の実施やポスター掲示を継続するとともに、フェリーターミナル及び各社フェリー内においても、同様の対策を継続実施。
- ・SNSや街頭ビジョンを活用した来道者向けの注意喚起を実施。

ウ 農場への侵入防止

- ・農場や関係団体等に随時情報提供や注意喚起を実施。
- ・家畜保健衛生所による農場への立入検査により、飼養衛生管理指導等計画に基づき病原体の侵入防止対策並びに早期発見・早期通報の徹底を重点指導するとともに農場マニュアルの整備等を指導。
- ・道外からの狩猟者及び養蜂家に対する注意喚起。
- ・豚飼養者に対し、3か月ごとに農場の衛生管理について自己点検の徹底を指導。

(2) 発生に備えた取組

ア 危機管理体制の維持

- ・本庁及び(総合)振興局において警戒本部を継続設置し、定期的に幹事会を開催し、危機管理意識を維持。

イ 防疫演習の実施

- ・各(総合)振興局において、机上及び実地形式で防疫演習や訓練を実施。